

本報告は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第10条に基づき、政府が講じた犯罪被害者等のための施策について、毎年、国会に提出するものである。

今回の白書は4回目に当たり、第1章において、「犯罪被害者等基本計画策定3年を振り返って」を特集し、第2章においては、平成20年度に犯罪被害者等のために講じた施策を「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月27日閣議決定）の5つの重点課題の柱立てに沿ってまとめるとともに、推進体制に関する施策の進捗状況を記述している。